

琵琶湖モーターボート競走場 YouTube チャンネル利用要領

(目的)

第1条 この要領は、琵琶湖モーターボート競走場が YouTube チャンネルをボートレースファン等への情報伝達媒体として利用するために、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) YouTube

無料で動画を視聴・アップロードできる動画ストリーミングサイト

(2) チャンネル

アカウントがアップロードした動画を集めておく場所

(3) 公式チャンネル

琵琶湖モーターボート競走場が運営しているアカウントが作成したチャンネルのこと

アカウント名：

チャンネル名：

アドレス：

} アカウント取得後記入

(運用管理者)

第3条 公式チャンネルの運用管理は、滋賀県総務部事業課長（以下、「運用管理者」という。）が行う。

2 運用管理者は、公式チャンネルの適切な運用を行うため、次の各号に掲げる事務を処理する。

(1) 公式チャンネル上への情報の掲載および削除等の承認、指示

(2) ユーザー情報やパスワード等の管理

(3) その他、適切な運用を行うために必要な事項

(投稿者)

第4条 公式チャンネルへの投稿は、運用管理者が指定した職員が行う。

(掲載情報)

第5条 公式チャンネルでは次に掲げる情報を提供する。

(1) 選手紹介式、表彰式等の式典映像

(2) トークショー、インタビュー等のイベント映像

- (3) レース開催等を周知する CM 映像
- (4) イベント等の中継映像
- (5) その他モーターボート競走事業に関する映像

(禁止事項)

第6条 公式チャンネルでは、次の各号に該当する利用者からのコメントおよび投稿（以下、「コメント等」という。）を禁止する。

- (1) 法令等に違反し、または違反するおそれがあるもの
- (2) 公の秩序または善良の風俗に反するもの
- (3) 人種、思想、信条等を差別し、または差別を助長させるもの
- (4) 本人の承諾なく個人情報を掲載する等プライバシーを侵害するもの
- (5) 特定の個人、企業、団体等の誹謗中傷するもの
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
- (7) 政治または宗教の活動を目的とするもの
- (8) 虐待や事実と異なる内容を含むもの
- (9) わいせつな表現を含むもの
- (10) 掲載記事と無関係なもの
- (11) (1) から (10) までの内容を含むホームページへのリンクを目的とするもの
- (12) その他、運営管理者が不適切と判断するもの

(著作権)

第7条 公式チャンネルに掲載されている写真、イラスト、音声、動画および掲載情報等の著作権は、滋賀県または正当な権利を有するものに帰属する。

(アカウント運用者の明示)

第8条 なりすましによる情報の流布を防ぐために、公式チャンネルのアドレス等をボートレースびわこの公式ホームページ上に明示する。

(免責事項)

第9条 滋賀県は、公式チャンネルに投稿された利用者からのコメント等について、一切の責任を負わない。

- 2 滋賀県は、公式チャンネルに寄せられたコメント等について、もしくはそのコメント等の投稿者間でのやりとりについて、一切の責任を負わない。コメント等の投稿者または第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項は運用管理者が別に定める。

附 則

本要領は、平成30年 1月 2日から施行する。